

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 条 例

○福島県高校生修学支援基金条例	一	○福島県安心子ども基金条例の一部を改正する条例	三
○福島県消費生活センター条例の一部を改正する条例	一	○福島県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例	四
○福島県地球温暖化対策等推進基金条例	二	○福島県災害拠点病院等耐震化臨時特例基金条例	四
○福島県土壌汚染対策法関係手数料条例	三	○福島県立高等学校条例の一部を改正する条例	五
○福島県小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金条例	三	○福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部を改正する条例	六
○福島県介護職員処遇改善臨時特例	三	○福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部を改正する条例	七

## 条 例

福島県高校生修学支援基金条例、福島県消費生活センター条例の一部を改正する条例、福島県地球温暖化対策等推進基金条例、福島県土壌汚染対策法関係手数料条例、福島県小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金条例、福島県介護職員処遇改善臨時特例基金条例、福島県安心子ども基金条例の一部を改正する条例、福島県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例、福島県災害拠点病院等耐震化臨時特例基金条例、福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県立高等学校条例の一部を改正する条例及び福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月二十日

福島県条例第八十二号

福島県知事 佐藤 雄平

### 福島県高校生修学支援基金条例

#### (設置)

第一条 経済的理由により修学が困難な高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。)の生徒の教育を受ける機会の確保に資する事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県高校生修学支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

#### (積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

#### (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### (繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

#### (純益金の処理)

第五条 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

#### (益金等を計上すべき予算)

第六条 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

#### (委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

(私学法人課)

### 福島県条例第八十三号

#### 福島県消費生活センター条例の一部を改正する条例

福島県消費生活センター条例(昭和四十七年福島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方自治法」を「消費者安全法(平成二十一年法律第五十号。以下「法」という。)」第十条第一項及び地方自治法」に改める。

第三条中「行なう」を「行う」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 法第八条第一項各号に掲げる事務に関すること。
- 二 消費生活センターの施設及び附属設備の利用に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

第四条を第十条とし、第三条の次に次の六条を加える。

(使用の承認)

**第四条** 消費生活センターの研修室（以下単に「研修室」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 知事は、前項の承認の申請に係る研修室の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の承認をしてはならない。

- 一 消費生活センターにおける秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 消費生活センターの施設、附属設備、備品等を滅失し、又はき損するおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、その設置の目的に反するとき。

3 知事は、第一項の承認に消費生活センターの管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用の承認の取消し等)

**第五条** 知事は、前条第一項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は研修室の使用の中止を命ずることができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
  - 二 前条第二項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
  - 三 前条第三項の規定により同条第一項の承認に付した条件に違反したとき。
  - 四 偽りその他不正な手段により前条第一項の承認を受けたとき。
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前条第一項の承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は研修室の使用の中止を命ずることができる。
- 一 災害その他の事故により前条第一項の承認に係る研修室の使用ができなくなつたとき。
  - 二 工事その他消費生活センターの管理のためやむを得ない事由が生じたとき。

(権利譲渡等の禁止)

**第六条** 使用者は、研修室を使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(原状回復)

**第七条** 使用者は、研修室の使用を終了したとき（第五条の規定による承認の取消し又は使用の中止の命令があつたためその使用を中止したときを含む。）は、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(遵守事項)

**第八条** 消費生活センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 消費生活センターの施設、附属設備、備品等を滅失し、又はき損しないこと。
- 二 消費生活センターにおける清潔及び整頓を保持すること。
- 三 消費生活センターにおける風紀及び秩序を乱さないこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、管理上知事が指示する事項

(入館の規制等)

**第九条** 知事は、前条の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対し、入館を拒否し、又は退館若しくは退去を命ずることができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(消費生活課)

#### 福島県条例第八十四号

#### 福島県地球温暖化対策等推進基金条例

(設置)

**第一条** 地球温暖化その他の喫緊の環境問題の解決に向け地域の实情に応じて実施する環境対策の推進に資する事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県地球温暖化対策等推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第二条** 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

**第三条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

**第四条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(純益金の処理)

**第五条** 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

(益金等を計上すべき予算)

**第六条** 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委任)

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に關し必要な事項は、知事が定める。

**附 則**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

(環境共生課)

**福島県条例第八十五号**

**福島県土壤汚染対策法関係手数料条例**

(手数料の徴収)

**第一条** 次の表の上欄に掲げる者から、同表の下欄に定める額の手数料を徴収する。

納付しなればならない者	金 額
土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十三号。以下「改正法」という。)附則第二條第一項の規定に基づき改正法による改正後の土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第二十二條第一項の許可の申請者	一件につき二十二万円

(手数料の納付方法)

**第二条** 手数料は、福島県収入証紙で納付しなければならない。

(手数料の不返還)

**第三条** 既に納付された手数料は、返還しない。

(過料)

**第四条** 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する。

**附 則**

この条例は、改正法附則第一條ただし書に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日から遅い日から施行する。

(水・大気環境課)

**福島県条例第八十六号**

**福島県小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金条例**

(設置)

**第一条** 小規模な介護施設等の緊急な整備等を促進するために臨時に特例として実施する事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一條第一項の規定に基づき、福島県小規模介護施設等緊急整備等臨時特例

基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

**第二条** 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

**第三条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

**第四条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(純益金の処理)

**第五条** 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

(益金等を計上すべき予算)

**第六条** 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委任)

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に關し必要な事項は、知事が定める。

(管理)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

(高齢福祉課)

**福島県条例第八十七号**

**福島県介護職員処遇改善臨時特例基金条例**

(設置)

**第一条** 介護職員の処遇の更なる改善を促進するために臨時に特例として実施する事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一條第一項の規定に基づき、福島県介護職員処遇改善臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

**第二条** 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

**第三条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により

保管しなければならない。  
 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(純益金の処理)

第五条 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

(益金等を計上すべき予算)

第六条 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十四年七月三十一日限り、その効力を失う。

(高齢福祉課介護保険室)

福島県条例第八十八号

福島県安心こども基金条例の一部を改正する条例

福島県安心こども基金条例(平成二十一年福島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(子育て支援課)

福島県条例第八十九号

福島県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例

(設置)

第一条 社会福祉施設等の耐震化等を促進するために臨時に特例として実施する事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(純益金の処理)

第五条 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

(益金等を計上すべき予算)

第六条 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

(障がい福祉課)

福島県条例第九十号

福島県災害拠点病院等耐震化臨時特例基金条例

(設置)

第一条 災害拠点病院、救命救急センター等の医療施設の耐震化を促進するために臨時に特例として実施する事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県災害拠点病院等耐震化臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

さる。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(純益金の処理)

第五条 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

(益金等を計上すべき予算)

第六条 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

(医療看護課)

福島県条例第九十一号

福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

正する条例

福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例（平成二十一年福島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一件につき三百万円の範囲内で規則で」を「次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 法第五条第一項から第三項までの規定による同条第一項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下単に「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請者（次号に規定する申請者を除く。）から徴収する手数料 次表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号。以下「省令」という。）第四条第一号の一戸建ての住宅をいう。以下同じ。）	当該一戸建ての住宅一戸につき四七、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等（省令第	当該共同住宅等一棟につき

四号第二号の共同住宅等をいう。以下同じ。）

一〇七、〇〇〇円

一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等

当該共同住宅等一棟につき一六九、〇〇〇円

一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等

当該共同住宅等一棟につき三三二、〇〇〇円

一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等

当該共同住宅等一棟につき五九三、〇〇〇円

一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等

当該共同住宅等一棟につき一、〇一七、〇〇〇円

一棟の総住戸数が百一戸以上の共同住宅等

当該共同住宅等一棟につき一、八八〇、〇〇〇円

二 知事が指定する機関により法第六条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる基準に適合していると認定された住宅に係る法第五条第一項から第三項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請者から徴収する手数料 次表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき八、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき一四、〇〇〇円
一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき二三、〇〇〇円
一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき三三、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき五九、〇〇〇円

三 法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請者（次号及び第五号に規定する申請者を除く。）から徴収する手数料 次表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 九九、〇〇〇円
一棟の総住戸数が百一戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 一六一、〇〇〇円

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき二四、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 五四、〇〇〇円
一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 八五、〇〇〇円
一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 一六六、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 二九七、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 五〇九、〇〇〇円
一棟の総住戸数が百一戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 九四〇、〇〇〇円

四 法第八条第一項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分について知事が指定する機関により法第六条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる基準に適合していると認定された住宅に係る法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請者（次号に規定する申請者を除く。）から徴収する手数料 次表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき四、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 七、〇〇〇円
一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 一二、〇〇〇円
一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 一七、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 三〇、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 五〇、〇〇〇円
一棟の総住戸数が百一戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき 八一、〇〇〇円

五 法第九条第一項の規定により譲受人を決定した場合における法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請者から徴収する手数料 申請一件につき二、〇〇〇円

第二条第二項中「前項の規則で」を「前項各号に」に改める。

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

(建築指導課)

福島県条例第九十二号

福島県立高等学校条例の一部を改正する条例

福島県立高等学校条例（昭和三十九年福島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表中 「福島県立喜多方商業高等学校 喜多方市  
福島県立喜多方工業高等学校 喜多方市」 を「福島県立喜多方桐桜高等学校 喜多方市」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(学校経営支援課)

福島県条例第九十三号

福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項1中「五千四百円」を「六千八百円」に、「三千五百円」を「四千三百円」に改め、同項2中「九千円」を「一万五百円」に、「五千三百円」を「六千七百円」に改め、同表五の項1中「五千八百円」を「七千二百円」に、「三千五百円」を「四千八百円」に改め、同項2中「五千四百円」を「六千八百円」に、「三千五百円」を「四千四百円」に改め、同表中十二の項を十八の項とし、十一の項を十七の項とし、十の項を十六の項とし、同項の前に次のように加える。

十二 法第九条の十三第一項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請者	九千六百円(その申請者が同時に他の法第九条の十三第一項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく年少射撃資格の認定の申請にあつては、五千九百円)
十三 法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定に基づく年少射撃資格認定証の書換えの申請者	千八百円
十四 法第九条の十三第三項において準用する法第七条第二項の規定に基づく年少射撃資格認定証の再交付の申請者	千九百円
十五 法第九条の十四第一項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の講習を受けようとする者	九千七百円

第一条の表九の項中「七千九百円」を「八千九百円」に改め、同項を同表十一の項とし、同表八の項中「七千九百円」を「八千九百円」に改め、同項を同表十の項とし、同項の前に次のように加える。

九 法第五条の五第一項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を受けようとする者

一万二千三百円

第一条の表七の項中「二万千円」を「二万二千円」に改め、同項を同表八の項とし、同表六の項を同表七の項とし、同表五の項の次に次のように加える。

六 法第四条の三第一項(法第七条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく認知機能に関する検査を受けようとする者

六百五十円

附 則

この条例は、平成二十二年十二月四日から施行する。

(生活環境課)